

開発事業者各位

平成25年1月1日より下記の地区については、浦安市宅地
開発事業等事前協議申出書の添付書類について、境界確定書の
添付が必要となります。（誓約書での受け付けは出来ません。）

なお、それ以外の地区については、境界査定が再開されるま
での間は今まで通り、誓約書での受け付けが可能です。

記

○境界確定書の添付が必要な地区

猫実・堀江・当代島・富士見・北栄地区の全域